平成 27 年 10 月 30 日

「建設工事」及び「測量及び建設コンサルタント業務」に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の見直しについて お　知　ら　せ

岡山県土木部

岡山県の低入札価格調査制度における調査基準価格及び最低制限価格制度における最低制限価格について、平成２７年１１月１日以降の単価適用年月日により積算された設計図書を用いた「建設工事」及び「測量及び設計コンサルタント業務」から次のとおり端数処理方法の見直しを行いますので、お知らせします。

Ⅰ　建設工事に係る調査基準価格算定方法の見直し

(1)　通常の積算体系（読み替えによるものを含む）の場合

【現行】

調査基準価格は、(1)～(4)の合計額を１円単位とし、１円未満は切り上げた額。ただし、予定価格（税抜）の10分の７から10分の９の範囲内。

(1) 直接工事費×９５％
(2) 共通仮設費×９０％
(3) 現場管理費×８０％
(4) 一般管理費等×５５％

（現行計算例）

(1)直接工事費の額	64,912,718 円×9.5/10＝	61,667,082.10 円
(2)共通仮設費の額	6,309,259 円×9.0/10＝	5,678,333.10 円
(3)現場管理費の額	16,053,000 円×8.0/10＝	12,842,400.00 円
(4)一般管理費等の額	12,715,023 円×5.5/10＝	6,993,262.65 円
合計		87,181,077.85 円
調査基準価格（１円未満切り上げ）		87,181,078　円

【変更】

調査基準価格は、(1)～(4)の合計額を10万円単位とし、10万円未満は切り捨てた額。ただし、予定価格（税抜）の10分の７から10分の９の範囲内（10万円単位）。

(1) 直接工事費×９５％
(2) 共通仮設費×９０％
(3) 現場管理費×８０％
(4) 一般管理費等×５５％

（変更後計算例）

(1)直接工事費の額	64,912,718 円×9.5/10＝	61,667,082.10 円
(2)共通仮設費の額	6,309,259 円×9.0/10＝	5,678,333.10 円
(3)現場管理費の額	16,053,000 円×8.0/10＝	12,842,400.00 円
(4)一般管理費等の額	12,715,023 円×5.5/10＝	6,993,262.65 円
合計		87,181,077.85 円
調査基準価格（10万円未満切り捨て）		87,100,000　円

※）建築工事（岡山県建築工事積算基準による工事）については、上記表中の直接工事費は、発注者の設計図書における直接工事費から現場管理費相当額（直接工事費の 10 分の１）を引いた額とし、上記表中の現場管理費は、発注者の設計図書における現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とします。

(2)　通常の積算体系でない場合

【現行】

調査基準価格は、予定価格（税抜）の10分の７から10分の９の範囲内で設定した額を１円単位とし、１円未満は切り上げた額。

【変更後】

調査基準価格は、予定価格（税抜）の10分の７から10分の９の範囲内で設定した額を**10万円単位とし、10万円未満は切り捨てた額（ただし、切り捨てた額が予定価格（税抜き）の10分の７に満たない場合は、10万円未満の端数を切り上げた額）。**

(3)複数の積算体系工事が合併した場合

複数の積算体系工事が合併するような工事については､それぞれの費目ごとには端数処理を行わず計算し、その合計額を 10 万円単位としたものを調査基準価格とします。

【計算例】一般土木工事と機械設備工事が合併する場合

		一般土木工事		機械設備工事		
直接工事費	（	38,186,203 円	＋	148,045,447 円	）×9.5/10＝	176,920,067.50 円
共通仮設費	（	11,565,962 円	＋	34,899,870 円	）×9.0/10＝	41,819,248.80 円
現場管理費	（	13,741,000 円	＋	58,171,000 円	）×8.0/10＝	57,529,600.00 円
一般管理費等	（	9,656,835 円	＋	22,393,683 円	）×5.5/10＝	17,627,784.90 円
合計						293,896,701.20 円
調査基準価格						293,800,000

10 万円未満切り捨て

Ⅱ　測量及び建設コンサルタント業務に係る調査基準価格算定方法の見直し

(1)　通常の積算体系の場合

【現行】

調査基準価格は、業務の種類ごとに別表に定める額を１円単位とし、１円未満は切り上げた額。ただし、予定価格（税抜）の３分の２から10分の8.5の範囲内。

（現行計算例）

土木関係建設コンサルタント（積算に技術経費を用いないもの）業務の例

(1)直接人件費の額　4,451,870 円	4,451,870.00 円
(2)直接経費の額　610,638 円	610,638.00 円
(3)その他原価の額　2,397,331 円×9.0/10＝	2,157,597.90 円
(4)一般管理費等の額　4,016,161 円×3.0/10＝	1,204,848.30 円
合計	8,424,954.20 円
調査基準価格（１円未満切り上げ）	8,424,955　円

【変更】

調査基準価格は、業務の種類ごとに別表に定める額を**10万円単位とし、10万円未満は切り捨て**た額。ただし、予定価格（税抜）の３分の２から10分の8.5の範囲内（10万円単位）。

（変更計算例）

土木関係建設コンサルタント（積算に技術経費を用いないもの）業務の例

(1)直接人件費の額　4,451,870 円	4,451,870.00 円
(2)直接経費の額　610,638 円	610,638.00 円
(3)その他原価の額　2,397,331 円×9.0/10＝	2,157,597.90 円
(4)一般管理費等の額　4,016,161 円×3.0/10＝	1,204,848.30 円
合計	8,424,954.20 円
調査基準価格**（10万円未満切り捨て）**	**8,400,000**　円

(2)　通常の積算体系でない場合

【現行】

調査基準価格は、予定価格（税抜）の３分の２から10分の8.5の範囲内で設定した額を１円単位とし、１円未満は切り上げた額。

【変更後】

調査基準価格は、予定価格（税抜）の３分の２から10分の8.5の範囲内で設定した額を**10万円単位とし、10万円未満は切り捨てた額（ただし、切り捨てた額が予定価格（税抜き）の３分の２に満たない場合は、10万円未満の端数を切り上げた額）。**

(3)複数の業務区分が合併する場合

複数の業務区分が合併するような業務については、それぞれの業務について端数処理を行わず、業務ごとに計算した合計額を 10 万円単位としたものを調査基準価格とします。

【計算例】土木関係建設コンサルタント業務（積算に技術経費を用いないもの）と地質調査業務が合併する場合

○土木関係建設コンサルタント業務（積算に技術経費を用いないもの）

直接人件費	2,803,062 円	2,803,062.00 円
直接経費	322,000 円	322,000.00 円
その他原価	1,509,448 円 ×9.0/10 ＝	1,358,503.20 円
一般管理費等	2,495,490 円 ×3.0/10 ＝	748,647.00 円
計		5,232,212.20 円

○地質調査業務

直接調査費	4,344,880 円	4,344,880.00 円
間接調査費	507,453 円 ×9.0/10 ＝	456,707.70 円
解析等調査業務費	1,290,000 円 ×7.5/10 ＝	967,500.00 円
諸経費	2,037,667 円 ×4.0/10 ＝	815,066.80 円
計		6,584,154.50 円

合計額 ＝ 5,232,212.20 円 ＋ 6,584,154.50 円 ＝ 11,816,366.70 円

調査基準価格 ＝ 11,800,000 円

10 万円未満切り捨て

Ⅲ 「建設工事」及び「測量及び建設コンサルタント業務」に係る最低制限価格算定方法の見直し

最低制限価格の端数処理方法を見直します。

岡山県 技術管理課 ホームページへのアクセス方法

県のホームページ（http://www.pref.okayama.jp）から → 画面左上の［**組織で探す**］をクリック → ［**土木部**］をクリック → ［**技術管理課**］をクリック

【問合せ先】
・入札制度の見直しについて
土木部技術管理課技術指導班
ＴＥＬ ０８６－２２６－７４６０

別表

業務区分	調査基準価格
測量	予定価格の算出の基礎となった額のうち次に掲げる額の合計額 イ．直接測量費の額 ロ．測量調査費の額 ハ．諸経費の額に１０分の４を乗じて得た額
土木関係建設コンサルタント（積算に技術経費を用いるもの）	予定価格の算出の基礎となった額のうち次に掲げる額の合計額 イ．直接人件費の額 ロ．直接経費の額 ハ．技術経費の額に１０分の６を乗じて得た額 ニ．諸経費の額に１０分の６を乗じて得た額
土木関係建設コンサルタント（積算に技術経費を用いないもの）	予定価格の算出の基礎となった額のうち次に掲げる額の合計額 イ．直接人件費の額 ロ．直接経費の額 ハ．その他原価の額に１０分の９を乗じて得た額 ニ．一般管理費等の額に１０分の３を乗じて得た額
地質調査	予定価格の算出の基礎となった額のうち次に掲げる額の合計額 イ．直接調査費の額 ロ．間接調査費の額に１０分の９を乗じて得た額 ハ．解析等調査業務費の額に１０分の７.５を乗じて得た額 ニ．諸経費の額に１０分の４を乗じて得た額
補償関係コンサルタント（積算に技術経費を用いるもの）	予定価格の算出の基礎となった額のうち次に掲げる額の合計額 イ．直接人件費の額 ロ．直接経費の額 ハ．技術経費の額に１０分の６を乗じて得た額 ニ．諸経費の額に１０分の６を乗じて得た額
補償関係コンサルタント（積算に技術経費を用いないもの）	予定価格の算出の基礎となった額のうち次に掲げる額の合計額 イ．直接人件費の額 ロ．直接経費の額 ハ．その他原価の額に１０分の９を乗じて得た額 ニ．一般管理費等の額に１０分の３を乗じて得た額
建築関係建設コンサルタント	予定価格の算出の基礎となった額のうち次に掲げる額の合計額 イ．直接人件費の額 ロ．特別経費の額 ハ．技術料等経費の額に１０分の６を乗じて得た額 ニ．諸経費の額に１０分の６を乗じて得た額